

平成 18 年 3 月 29 日

汚染米を常食し生体試料からフェニルメチルアルシン酸(P M A A)が
検出された方への今後の対応について(案)

1 これまでの取組

(1) 16 年産米からの P M A A 検出について

茨城県神栖市の 4 ヶ所の水田の 16 年産米から、D P A A 由来の物質であると考えられる有機ヒ素化合物の P M A A が検出されたことを受け、平成 16 年度第 4 回臨床検討会(12 月 14 日)において、以下のとおり対応方針が決定されたところ。

- ・ 汚染米(15 年産米)を常食していた方々について、生体試料の P M A A 濃度を測定し、生体試料から P M A A が検出された方への「緊急措置事業」の適用の可否については、生体試料の検査結果、P M A A の毒性試験等の結果を踏まえ、臨床検討会において検討する。

その後、生体試料から P M A A が検出された方に対して、平成 17 年度第 1 回臨床検討会(5 月 10 日)において、健康診査の実施等が決定された。

(2) これまでの取組の結果

生体試料の P M A A 濃度の測定の結果、及び健康診査の結果については、すでに臨床検討会において報告したところ。概要は以下のとおり。

1) 生体試料の P M A A 濃度の測定結果について

汚染米(15 年産米)を常食していた方について、生体試料の P M A A 濃度の測定を行ったところ、医療手帳交付申請者 50 名中 40 名から P M A A が検出された。

2) 健康診査の結果について

生体試料から P M A A が検出された方に対して、神経内科学的診察(小児につい

ては知能発達検査、神経内科学的診察)を行った結果、治療が必要な症状や検査結果は特に認められなかった。

2 P M A Aの毒性試験の結果について

今般、P M A Aの28日反復投与毒性試験を実施したところ、無影響量は1.2mg/kg/日との結果であった。ジフェニルアルシン酸(D P A A)の28日反復投与毒性試験(無影響量0.3mg/kg/日)と比較すると、P M A AはD P A Aに比べて毒性が相当程度低いと考えられる。

3 今後の対応方針について

上記の結果を踏まえて、生体試料からP M A Aが検出された方については「緊急措置事業」の対象としないこととする。理由は以下のとおりである。

- ・ 汚染米(15年産米)を常食していた方のうち、生体試料からP M A Aが検出された方の割合は高かったものの、これらの方に明らかに有機ヒ素化合物に起因すると思われる症状は、認められなかったこと。
- ・ P M A AはD P A Aに比べて毒性が相当程度低いと考えられること。

ただし、今後も引き続き、P M A Aに係る調査研究を継続するとともに、生体試料からP M A Aが検出された方の健康状態の把握に努め、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて、別途対応策を検討することとする。

また、P M A AはD P A Aに比べて毒性が相当程度低いと考えられるものの、その健康影響が否定されたものではないため、引き続きP M A Aへの暴露が起こらないように留意する必要がある。